

平成21年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成21年9月18日（金曜日）

議 事 日 程（第6号）

- 第 1 陳情第21－3号 臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情
- 第 2 陳情第21－24号 四万十川の清流の回復とその保全に向けての取り組みを求める陳情
- 第 3 陳情第21－11号 津賀ダム（下津井湖）に上流より汚濁の原因究明の陳情書
- 第 4 陳情第21－21号 地元建築業界及び関連事業の振興に対する陳情
- 第 5 陳情第21－26号 待避所増設の陳情書
- 第 6 陳情第21－27号 河川堆積土砂の除去及び繁茂ヨシの除去に関する要望書
- 第 7 発議第17号 四万十川の保全と振興に関する施策の積極的な推進を求める意見書案
- 第 8 発議第18号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案
- 第 9 発議第19号 地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書案
- 第10 発議第20号 議員派遣の件について
- 第11 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第11まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（24名）

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
4 番	島 岡 幹 夫 君	5 番	山 岡 義 正 君
6 番	緒 方 正 綱 君	7 番	橋 本 保 君
8 番	山 上 利 嗣 君	9 番	岩 井 優之介 君
10 番	田 邊 哲 夫 君	11 番	松 下 和 孝 君
12 番	林 健 三 君	13 番	酒 井 祥 成 君

14番 下元昇君
16番 田邊幹男君
19番 梶原政利君
21番 牧野利恵子君
23番 宮地章一君
25番 宮崎南海男君

15番 竹内常喜君
18番 堀本伸一君
20番 田邊客子君
22番 味元和義君
24番 氏原郭君
26番 池本公夫君

~~~~~

欠席議員(2名)

3番 弘瀬則彦君

17番 戸田健彦君

~~~~~

説明のため出席した者

町長 前田哲生君
参事兼危機管理監 浜田好清君
会計管理者 林伸良君
企画課長 武内文治君
農林水産課長 武市逸夫君
管財契約課長 佐竹節文君
環境課長 山脇一生君
税務課長 山本靖君
教育長 水間淳一君
学校教育課長 野村和弘君
農業委員会事務局長 永尾一雄君

副町長 高瀬満伸君
新産業政策監 森芳明君
総務課長 永井立一君
商工観光課長 市川敏英君
建設課長 佐竹一夫君
町民課長 柴久幸君
健康福祉課長 岡澄子君
上下水道課長 高橋一夫君
教育次長 渡部睦君
生涯学習課長 山本弘光君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長 清水正一君
産業建設課長 下藤広美君

町民生活課長 武内洋介君
大正診療所事務長 林正憲君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長 岡本順一君
産業建設課長 林久須男君

町民生活課長 杉内和一君
十和診療所事務長 酒井寿哉君

~~~~~

事務局職員出席者

議会事務局長 今 村 茂 君 次 長 田 辺 卓 君  
書 記 竹 内 寛 子 君

~~~~~

午前9時33分 開議

○議長（山岡義正君） 皆さんおはようございます。

ただいまより、平成21年第3回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の会議に3番弘瀬則彦君、17番戸田健彦君から欠席届があつております。

報告を終わります。

日程に入る前にお詫びの報告を行います。

去る9月15日に行われました池本議員の一般質問の発言の際に、議員の発言意思を十分くみ取ることができず、私が発言をとめましたこととお詫びを申し上げます。今後はこのような誤りがないよう十分注意をいたしますので、よろしくお願いします。

26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） 今回のこの件につきましては、私の通告書は行政の透明性にはケーブルテレビの活用をという内容でございました。1例を引いて説明しようとしたものでありますが、行政の透明性を追及しようとしたが、かかる内容を確認することなく発言の中止を勧告することは議長権限の乱用であり、到底容認できるものではございません。二度とこのようなことのないよう厳重に反省を促すものであります。よろしく。

○議長（山岡義正君） 以後注意をしますので、よろしくお願いします。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第1 陳情第21-3号臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情、日程第2 陳情第21-24号四万十川の清流の回復とその保全に向けての取り組みを求める陳情、以上陳情2議案を一括議題とします。

この陳情2議案につきましては、所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その報告を求めます。

教育民生常任委員長緒方正綱君。

○教育民生常任委員長（緒方正綱君） おはようございます。

それでは、私のほうから本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定をしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第21-3号。付託年月日、平成21年3月4日。件名、臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情。

審査の結果、不採択すべきものと決定をいたしました。賛成多数であります。

続きまして、陳情第21-24号。付託年月日、平成21年6月17日。件名、四万十川の清流の回復とその保全に向けての取り組みを求める陳情。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） ただいま常任委員長の緒方委員長から陳情21-3と21-24について報告がございました。

陳情第21-3号の臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情の結果が、委員会では不採択すべきものと決定をされたわけですが、その委員会での不採択に至った委員会の経過、簡単で結構ですが、どういう話し合いの中で不採択にすべきいう形の決定をされたのかについてお伺いをしたいというふうに思ってます。

○議長（山岡義正君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（緒方正綱君） お答えをしたいと思います。

まず、臨時職員の処遇改善ということにつきまして、臨時職員と言いましても時間講師、それから期限付講師というのがございまして、確かに臨時職員というのは少し待遇面では正規職員よりは悪いというのは確かでございますが、陳情の内容で、正規の教職員の大幅増員というのがありまして、今現在、学校適正配置等、それから統廃合問題、これから先、高知県においても教員が逆に余ってくる現象というのも、そういう現象が出てくる恐れがあるということがございました。

以上が不採択という点であります。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 委員長から委員会の報告をいただいたわけですが、ご承知のように、前高知県知事橋本大二郎が土佐の教育改革の中で非常にご承知のように、高知県下、中山間地域がたくさんあります。確かに全国的に少子高齢化の中で、児童数の減少というのは特に中山間地域では多いわけですが、四万十町でも小・中学校を含めて24校と非常にある面では学校数が多いわけですが、これは高知県の特異な状況にも私はあるというふうに思ってます。そういった中で、橋本大二郎前知事が教員の、正規職員の増員を行ってきたのがその経過ではないかなと私は思ってます。

そういった中で、やはり臨時職員を減らして正規の職員を採用するというのを私は当然あるべき姿ではないかと思えますし、本町でも臨時職員が多数おられますが、できるだけ正規の職員でやはり責任を持ってもらった部署で働いてもらうというのが常ではないかなというふうに思ってます。四万十町では臨時教員が約20名ほどおられるそうです。そういった中で、やはり臨時職員をなくしていくという方向は、私は大事な観点ではないかなと。そういった意味では、この陳情、職員を正規の職員に、臨時職員を正規の職員にするというのは大事な役割を担ってくると。そういった意味では、この不採択について非常に疑問がありましたので質問したわけですが、最後で結構ですが、そこら辺の委員会での話し合いはなかったのかどうなのか。当然賛成多数ですので、不採択に反対もされた委員さんがおられると思いますが、そこら辺の反対された委員さんの意見というものはどういうものがあつたのかについてお伺いしたいと思ってます。

○議長（山岡義正君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（緒方正綱君） お答えします。

まず、臨時職員の方の待遇という面では、やはりちょっと考えていかなあかんところがあるというのが反対の意見でございました。

ただ、その反対意見の中でも、職員の大幅増員というのは、今現在、高知県では1人の先生が持たれる生徒さんの数というのが12人と、全国平均で約18人、最も多いところで20人というのが現状でございます。そういったところを勘案した場合には、やはりこの条項にはそぐわないというところで不採択ということに至りました。

○議長（山岡義正君） ええですかね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第21－3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

陳情第21－3号臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。原案について採決をします。

陳情第21－3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立少数です。したがって、陳情21－3号は不採択することに決定しました。

これより陳情第21－24号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21－24号四万十川の清流の回復とその保全に向けての取り組みを求める陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第21－24号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第21－24号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第3 陳情第21－11号津賀ダム（下津井湖）に上流より汚濁の原因究明の陳情書、日程第4 陳情第21－21号地元建築業界及び関連事業の振興に対する陳情、日程第5 陳情第21－26号待避所増設の陳情書、日程第6 陳情第21－27号河川堆積土砂の除去及び繁茂ヨシの除去に関する要望書、以上陳情4議案を一括議題とします。

この陳情4議案につきましては、所管の建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その報告を求めます。

建設常任委員長氏原郭君。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 当委員会に付託されている陳情書はただいま5件でございます。継続するものを1件として、今回陳情4件について審査報告をいたします。

それでは、審査報告書を読み上げて報告いたします。

本委員会に付託されております陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条の1項の規定によりまして報告いたします。

受理番号、陳情第21-11号、付託年月日は平成21年3月4日でございます。件名、津賀ダム（下津井湖）に上流より汚濁の原因究明の陳情書。審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。なお、全員一致でございます。

陳情第21-21号。平成21年6月17日。地元建築業界及び関連事業の振興に対する陳情。審査の結果としては不採択すべきものと決定をいたしました。なお、この件も全員一致でございます。

受理番号、陳情第21-26号。付託年月日が平成21年9月9日。待避所増設の陳情書。採択すべきものと決定いたしました。なお、全員一致でございます。

受理番号、陳情第21-27号。付託年月日が平成21年9月9日。件名は、河川堆積土砂の除去及び繁茂ヨシの除去に関する要望書。審査の結果は、採択すべきものと決定いたしました。なお、全員一致でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 1点だけお伺いをいたします。

陳情第21-21号地元建築業界及び関連事業の振興に対する陳情の件名でございますけれども、審査の結果が、今委員長報告どおり不採択と、全員一致ということでございますけれども、これ、付託年月日が6月17日ということで、6月の定例会に多分出されたものだと思いますので、手元にそのときの陳情書がございませんし、私、建設常任委員会に属しておりませんので内容がいまいちわからない点がありますので、こういった内容の陳情であったのか、そして、それを審査して不採択すべきとの理由をご説明願います。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 陳情書の内容については、議会前に全員に配付しておりますので、内容は読んでいただいておりますものと理解しております。

それで、その経過につきましては、当委員会ですぐに審査いたしました。が、内容がわからず、6月18日に審査しております。それで、6月20日に窪川工務店、6月26日、管財契約課、6月27日、日化住宅芳川社長、6月29日、松井建設に問い合わせいたし

まして、どういう実態のものかというものを聞いてみました。皆さん、わかりませんでした。それで、7月1日に社団法人高知県建設業協会建設部会に出向き、陳情内容についてお伺いをいたしました。そして、建設業協会に入っている名簿をいただきました。

そしたら、この名簿の中に、四万十町の建設業界に属している名前が、1人の名前も出ておりませんでした。それで、陳情書の内容を見てみますと、陳情の事項の中に、「建設部会会員への優先発注」という項目がありましたので、地元の業界が1人も入っていないものに対してこういう陳情は私どもでは受け入れんということで不採択ということにいたしました。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 私、陳情第21－27号河川堆積土砂の除去及び繁茂ヨシの除去に関する要望書についてでございますが、この件につきまして、常任委員会の中でどういう意見が交わられたのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長。

○建設常任委員長（氏原 郭君） この件に対しましては、町の管理する河川、県・国から委託されている河川の管理は土木事務所が行っております。それで、その結果、建設課長以下等、土木事務所所長と次長、この人たちに参加していただいて審査をいたしました。

その結果、土木事務所も把握はしておりますと、こういう危険な場所がいろいろあるということで把握はしておりますが、どことどこが一番危険なというのは、優先順位というものはまだ決めてないようでございます。

それで、私たちの委員会としては、優先順位を含め、危険な箇所から抜粋をいたしまして、県土木へ陳情書を提出するということで委員会で決めております。

○議長（山岡義正君） 23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 私がお尋ねしたのは、例えばこの繁茂ヨシというのは全町的に四万十川本流・支流を問わずのはんらんをしておるわけですので、特に今、本流はどうしても県にある一定頼らざるを得ないというふうに思うわけですが、支流につきましても本当に川の幅がないくらい、どの地域においても繁っておるわけですので、ある一定は、行政にすべて頼るということできずに、地域住民がこの繁茂の除去、あるいは削減ということについては取り組むという意見は出なかったのかということをお尋ねしたかったわ

けですが、現実的には、近年特に転作行政が始まって以来、土が直接流れるということで、肥えが非常に水の中に入りますのでヨシが繁茂しておるわけですが、中山間直接支払制事業とか、あるいは農地・水・環境保全向上対策という地域を守っていく事業が今あるわけですので、ある一定地域で、特に支流については刈り払いするなり、除去するなりということも当然取り組んでいかないと、行政だけに頼って、果たして今の現状のヨシがなくなるのかという非常に思いがするわけですので、そういう意見が出なかったかなということでお尋ねいたしました。

この要望というのは、当然要望にも上げていかなければならないというふうには私自身も思っておりますので、別に反対する意見ではございませんが、そういうことでお尋ねをいたしました。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 確かに大変な、特に大正・十和・窪川地域の繁茂状態はそれぞれ違いますので、その中で区長さん、総区長さんかね、を含め、土木の皆様方等いろいろ議論する中で、ダム問題建設委員会が調査を行っておりました。その場所も含め、その地域が町民一体となって取り組んでいるというお話と、また、地域は地域で守る方法も考え出していってもらうように、区長会なら区長会でそういう話も出してくださいと、そういう話もいたしました。それで、決して行政だけに頼るというような内容ではございません。

大きい河川になると、どうしても行政に頼らざるを得ませんが、町の管理している河川なんかは自分たちとか部落でできる、それは知恵を出してやってくださいというようなことで、ダム問題建設特別委員会が視察していったことに対しても大変参考にさせていただいて討論したわけでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） このヨセの除去というのは本当に経費がかかります。1年興津でヨセの除去という事業に取り組んだことがあったと思いますが、数千万かかったのではないかというふうに思います。そういう経費も、非常に多額の経費を要するヨセの除去ですので、ある一定、地域住民が一体となって取り組んでいくということが大事ではないかというふうに思います。

現に、私の在する松葉川では、農地・水・環境保全という事業を使って、支流のヨセの刈り取りと、それからユンボを入れての除去などもやっております。やっぱりそういうことを全町的に動いていくということが、先般、一般質問でも四万十川の清流を取り戻すということで質問があったわけですが、そういう取り組みをやはり全町的に、住民が一体となって取り組んでいくということが必要じゃないかというふうに思いますので、意見を添えて質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 陳情21－11号についてお聞きします。

この陳情は、津賀ダム上流より汚濁の原因究明の陳情書であります。3月に陳情が上がりまして、長い間検討してきた結果だと思うわけですが、どういう話し合いが長い間されてきたのか、また、この調査に向けての何らかの方向性がつけられるということになったのか、お聞きします。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長。

○建設常任委員長（氏原 郭君） この津賀ダムについては、まず大正町の議員さんは特にご承知のとおりだと思います。

この陳情書は、私が最初に知ったのは、平成18年の9月議会に出ております。それで、その以前をたどってみますと、大正町時代にでも何回かはこの陳情書が出されているようです。

私のところへ出てきたのは今回の3月4日でございます。それを、陳情が出てきて採択してそのままになると、で、また陳情が出てそのままになると。これではどうもいかないんじゃないかということで、ちょっと時間をかけて検討いたしました。

その結果、まず、須崎土木事務所に平成18年10月に、町長と議長名で須崎事務所へ陳情書が出ております。その結果も余り動いておるような状態でなかったです、土木との話し合いでは。それで、これではまたいけませんので、次に、私たちの議会で方策というか、汚濁水が流れてきたときの監視状態をどうするかというものの組織を一回探し出そうということで、それと、環境課というのができましたので、建設でこれは受けるべきものとは違うというような形になりまして、それで環境課のほうと接触を全部いたすようにいたしました。それで、環境課と協力して、今度汚濁が出てきたときには、下津井部落の区

長さんだけでなく、下津井部落の組織を、情報の伝達の組織をつくっていただくようお願いして、下津井部落にご相談して、部落からの情報を町のほうへ流してくださいと。それで、町が受けたら土木へも報告いたしますよと。

それから、これの許可を、採取の許可をおろしておりますのが、高知県土木企画課でございまして、振興課へお伺いいたしまして、ここが3年に1回の許可権限を持っております。それで、そこで、許可をおろすときの条件というか、しっかりと今後の、許可をおろすだけでなしに、今後の監視もしっかりしてくださいと。それで、うちの環境課からも、汚れたときには工業振興課へ申し出ますよということで相談いたしまして、横の連絡、縦の連絡がとれるような状態にして採択ということにいたしました。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第21-11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21-11号津賀ダム（下津井湖）に上流より汚濁の原因究明の陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第21-11号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第21-11号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

これより陳情第21-21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21-21号地元建築業界及び関連事業の振興に関する陳情を採決しま

す。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。原案について採決します。

陳情第21-21号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立なしです。したがって、陳情第21-21号は不採択することに決定しました。

これより陳情21-26号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21-26号待避所増設の陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第21-26号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第21-26号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

これより陳情第21-27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第21-27号河川堆積土砂の除去及び繁茂ヨシの除去に関する要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第21-27号を委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第21-27号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 7 発議第 17 号四万十川の保全と振興に関する施策の積極的な推進を求める意見書案を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

6 番緒方正綱君。

○ 6 番（緒方正綱君） 発議第 17 号四万十川の保全と振興に関する施策の積極的な推進を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

提出者、緒方正綱。賛成者、牧野利恵子、山上利嗣、田邊客子、橋本保、宮崎南海男 5 名でございます。

四万十川の保全と振興に関する施策の積極的な推進を求める意見書。

四万十川流域に生活する私たちは、清流四万十川を後世に引き継ぐ責務がある。しかしながら、生活排水や産業活動に起因する四万十川への水質汚濁、安心安全な生活用水・水道水の確保など、万全の対策がなされているとは言えない。

「日本最後の清流と称される四万十川を後世に引き継ぎ、川と共にある流域の生活、文化及び歴史を伝えていくためには、上流から下流までを通じて長期的な視野で流域の水環境及び空間を豊かにし、それを連続させてゆかなければならない」とは、県の四万十川条例に基づいて制定された四万十町四万十川の保全と振興に関する条例の前文であるが、本条例の目的を達成するために、いま一度各条項の積極的な遂行を求めるものである。

ここに、住民の安心安全を確保するために次の事項を実現するよう強く求めるものである。

1 水環境の保全のために、「四万十町四万十川の保全と振興に関する条例」第 6 条の施策を積極的に実施すること。

2 産業活動に起因する負荷対策のために、「四万十町四万十川の保全と振興に関する条例」第 7 条の推進及び水質の調査研究・対策を強力に推し進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 9 月 18 日。

あて先は、高知県知事であります。

以上です。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君）　この中で、文言の中に、先ほど「水質の汚濁」という言葉が使われておりましたが、この四万十川の水質汚濁というのは、非常に文言的にどうかなという感じを私は持っていますが、例えば水質の悪化とか、そういう形でのほうが表現としてはいいのではないかという感じを受けますけれども、そのあたりはどうでしょうか。提出するに当たって検討はされなかったんですか。そこだけお伺いしたいと思います。

○議長（山岡義正君）　6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君）　文言については、この件については検討しておりません。

○議長（山岡義正君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君）　ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第17号四万十川の保全と振興に関する施策の積極的な推進を求める意見書案を採決します。

発議第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君）　挙手多数です。したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第17号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第8 発議18号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案、日程第9 発議第19号地方自治の継続性を守るため予算執行を求める意見書案、以上発議2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 発議第18号の意見書について提案いたします。

田邊幹男議員以下7名の賛同を得まして、核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書を四十万十町議会から提出しようとするものです。読み上げて提案いたします。

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器はいまだに世界に2万1,000発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイラン、核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

1 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。

3 核拡散防止条約の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約早期発効、核実験モラ

トリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日。

提出先、衆院議長横路孝弘、参議院議長江田五月、内閣総理大臣鳩山由紀夫、外務大臣岡田克也。

以上でございます。

発議第19号。

同じく田邊幹男議員以下7名の賛同を得まして、地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書を、四万十町議会から政府に提出しようとするものです。読み上げて提案いたします。

地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書。

新政権の発足とともに、民主党のマニフェストに示された政策・制度への変更が進められることになります。

一方、前政権下において、我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算が可決成立しています。総額で14兆円を超えるこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創設等が計上されており、各地方自治体は当該基金などの活用を前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執行を目指して準備を行っているところです。

新政権によって、前述の経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報・周知が済んでいる地方自治体にとってまことに憂慮すべき事態の発生が懸念されます。

万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転じる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねない恐れがあります。

上記の状況を考慮し、政府におかれましては、政策の見直し、税制の改革、制度の変更に当たっては、平成21年度予算及び同年度第1次補正予算によって、地方自治体の進めている施策や事業について財源問題で執行に支障を生じることがないように行われることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月18日。

送り先、内閣総理大臣鳩山由紀夫、総務大臣原口一博、財務大臣藤井裕久。

以上でございます。ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第18号核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書案を採決します。

発議第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第18号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第18号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定をいたしました。

これより発議第19号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第19号地方自治の継続性を守るための予算執行を求める意見書案を採決します。

発議第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第19号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第19号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第10 発議第20号議員派遣の件についてを議題とします。

9番岩井優之介君から、地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条並びに会議規則第14条の規定により提出されております。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 発議第20号。

田邊幹男議員以下7名の賛同を得まして、議員の派遣について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

お手元に配付された行事に議員を派遣いたします。これを一応読み上げることは省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第20号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第20号議員派遣の件についてを採決します。

発議第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第11 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業常任委員長及び建設常任委員長から、委員会において精査・調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業常任委員長及び建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることに決定しました。

次に、各委員長から各委員会において審査・調査中の事件及び所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定をいたしました。

休憩をいたします。

午前１０時２７分 休憩

午前１０時２９分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成２１年第３回四万十町議会定例会を閉会します。

午前１０時２９分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員